

## あやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、綾部市、おおい町、小浜市（以下「2市1町」という。）の区域内における観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バスツアー（以下「ツアー」という。）に対し、あやべ・おおい・おぼま観光交流実行委員会（以下、「委員会」という。）が行う補助金の交付等について必要な事項を定める。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の第1号及び第2号のいずれにも該当し、かつ第3号又は第4号のいずれかに該当するツアーを主催又は手配する旅行業者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) バス1台当たり10人以上が参加するツアーであること。
  - (2) 2市1町のうち、2以上の市町を訪問するツアーであること。
  - (3) 2市1町の区域内の宿泊施設で宿泊するツアー（以下、「宿泊を伴うツアー」という。）であること。
  - (4) 2市1町の区域内の飲食店等で1回以上の食事をするツアー（以下、「宿泊を伴わないツアー」という。）であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、2市1町の区域内を出発地とするツアーについては、出発地を1訪問地と見做すことができるものとする。ただし、その場合の食事又は宿泊地については、出発地以外の市町であることを要件とする。
- 3 この要領に定めるもののほかに、他の地方公共団体等から何らかの助成を受けて実施するものは、前項に規定するツアーとはみなさない。

### (補助金の額等)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

| 区 分        | 補助金の額      |
|------------|------------|
| 宿泊を伴うツアー   | バス1台当たり3万円 |
| 宿泊を伴わないツアー | バス1台当たり2万円 |

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金交付申請書（様式第1号）をツアー実施予定日の14日前までに、あやべ・おおい・おぼま観光交流実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、同一年度内に申請できるバスの台数は、1事業者につき3台を限度とする。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 参加者負担金を明示したツアー経費内訳書
  - (2) ツアー旅程表
  - (3) その他会長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付の可否を決定し、あやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにあやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の請求)

第7条 事業者は、ツアーが完了したときは、14日以内にあやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金実績報告書（様式第4号）及びあやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 観光バスツアー実施状況確認表（様式第6号）
- (2) 参加者負担金を明示した観光バスツアー経費内訳書（実績）
- (3) 観光バスツアー旅程表（実績）
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第9条 会長は、補助金の交付申請を行った事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、あやべ・おおい・おぼま観光バスツアー補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月7日から施行する。